

第十九章 死亡退職金と相続

はじめに

退職者が生存中に退職した場合、退職者本人の受領した退職金は本人の死亡時には当然に相続財産の対象となりうる。ところが、退職原因が死亡の場合には、遺族等に支給される死亡退職金は、その受給権者が国家公務員等退職手当法（昭和二十八年）などの法令や労働協約もしくは就業規則等で指定されていることが多い。その場合、民法における相続人の範囲および順位と異なることにより、死亡退職金は、遺族（特定の受給権者）固有の権利に属するか、それとも相続財産に含まれるかが学説・判例上争われてきた（ただし、判例に関しては、後述の最高判昭和五五年一月二七日が遺族固有の権利であるとの判断を下したので、一応の解決をみた）。死亡退職金を遺族固有の権利と解した場合には、特定の受給権者の生活保障に役立つという反面、その受給権者が退職金を独占してしまうことにより、他の相続人との間で不公平を生じる。逆に死亡退職金を相続財産に含まれるものと解した場合には、

これと反対のことがいえよう。いずれにせよ、死亡退職金の受給権は遺族固有の権利か、それとも相続財産に含まれるのか、という問題は、単に、死亡退職金の本質を如何に理解するかという点にとどまらず、さらに民法における相続人の範囲・順位がいかなる理念の下に設けられ、その実質的な機能は何か、という民法相統編の基本的な把握にも関連する。

一 問題の所在

1 死亡退職金の受給権者となりうる者

国家公務員等退職手当法二条、一条によれば（遺族補償に關してであるが、労働基準法施行規則四二条、四三条もほぼ同じ内容の規定を置いている。ただ、この場合は死亡する者が遺言または使用者等に対する予告によって一定範囲の受給者を変更しうる。後述参照）、労働者である本人の死亡による退職手当の支給される遺族の範囲および順位は次の通りである。一 配偶者（内縁関係を含む）、二 子（以下、二七は、本人の死亡当時、その収入によって生計を維持していた者でなければならない）、三 父母、四 孫、五 祖父母、六 兄弟姉妹、七 その他の者、八 子（以下、八二は本人の死亡当時、その収入によらずに生計を維持していた者である）、九 父母、一〇 孫、一一 祖父母、一二 兄弟姉妹、である。なお、父母については、養父母が実父母に優先し、祖父母については、養父母の父母が実父母の父母に優先する。要するに、配偶者の最優先的保護、内縁配偶者の救済、生計を一にした被扶養者の優先、という三本柱となっている。

いずれにせよ、こうした国家公務員等退職手当法にみられる死亡退職金規定と類似の規定が、各地方公共企業

団体における死亡退職金規定にもみられる。これに比して、労働協約や就業規則等における私企業の死亡退職金受給権者の範囲および順序に関する規定は、区々としている。大別すれば、①労働基準法施行規則四二条ないし四五条の規定を準用する旨の規定を設けているもの、②使用者が受給権者を指定するとしたもの、③死亡退職金を「弔慰金として遺族に贈与する」としたものの、④死亡退職金を相続人に支払うとするもの、⑤死亡退職金受給権者の指定に関する規定のみあたらないもの、などに分けられる。^①このように大別される理由として、死亡退職金について、①では、遺族の生活保障に重点が置かれ、②では、請求権をめぐる争いを防止すべく、使用者が受給権者の選定を留保し、③では、功勞報償としての性格に強調が置かれており、④では、後払賃金説によつて給付点が、それぞれあげられよう。⑤の場合には、民法の一般原則により相続人に支払う趣旨であると解すべきかいなが問題となる、といわれる。^②

2 死亡退職金の固有権性と相続財産性の比較

ところで、まず第一に、死亡退職金を遺族固有の権利と考へた場合の利点と不都合な点をあげてみよう。利点としては、遺族（とくに、最優先順位にいる妻）の生活保障に役立つことである。^③死亡退職金が相続財産に含まれると解した場合に生じる不都合、つまり、複数の相続人に退職金が分散されることを防ぐことができるからである。生活保障に役立つことが、この考へる唯一にして最大の長所である。不都合な点としては、退職金以外にめばしい財産がない場合には妻のみが利益を受け、先妻の子などとの間に実質的な不公平を生じ、仮に、相続財産があつた場合には妻は退職金を取得した上、法定相続分を主張しうることになり、他の共同相続人との間に不公平さが拡大することになる。とりわけ、昭和五五年民法一部改正により、妻は子と共同相続のときには三分の一

から二分の一に増加した相続分を主張しうることになり、より公平さを欠くことになった。また、長年にわたって家を出した法律上の妻は、法令からいえば当然に第一順位の受給権者となりうるが、死亡退職金を相続財産に含ませなければ、この者の相続廃除はできないことになり、それで妥当であろうか、ということも不都合な点としてあげられよう（「民法研究会」では、こうしたケースにおいては離婚により解決すべきである、との意見があった）。さらに、死亡退職金が相続債務の引当てにならない、いいかえれば相続債権者は退職金請求権を差押えできないのは不都合である、という点も当然指摘される。

次に死亡退職金が相続財産に含まれると考えた場合の利点並びに不都合な点であるが、これはちようど、固有の権利であると考えた場合の逆になることが多い。まず、利点としては、相続人間の公平化に役立つことがあげられる。公平さこそ、この考えの最大の長所である。不都合な点としては、まず第一に遺族の保障に欠けるのではないか、という点である。とりわけ内縁の妻が保護されない。次に、相続法上、難問の一つである「損害賠償請求権の相続」と同様、退職者本人に請求権が発生するの^か、といった理論上解決困難な問題に直面する。さらに、法令等で受給権者が指定されているのに、これを無視ないしゆるく解することが許されるのか、といった疑問に⁵応えなければならぬであろう。

ところで、死亡退職金は遺族固有の権利か、あるいは相続財産に含まれるか、という問題は、死亡退職金の本質の理解にも深くかかわっている。学説は、死亡退職金の性格として⁶功勞報償（生前における長年の勤続に対する使用者側からの恩恵的贈与）、社会保障（社会保障の不備を補うための遺族の生活保障）、後払賃金（生前の労働力の価値に対する賃金の一括後払い）の三点をあげる⁵（多くの学説は、死亡退職金はこれら三つの性質を備えている

ことが多く、一律に決められないと解している。⁽⁶⁾このうち、功労報償説及び社会保障説は、遺族固有の権利と解する考えに結びつき、また後払賃金説は相続財産に含まれると解する考えに結びつきやすいといえよう。しかし、必ずしもその結びつきには必然性はないように思われる。

(1) 主だった企業の労働協約または就業規則にあらわれた死亡退職金の受給規定について、糟谷忠男「遺産の範囲——死亡退職金」判例タイムズ一三〇号四九頁以下が極めて詳細な実証的研究を行っている。本文中の労働協約等についての分類は、糟谷論文による。

(2) 糟谷忠男・前掲論文五〇頁。

(3) 後述するように、最高裁(最高判昭和五五年一月二七日)は、生活保障を唯一の理由としてあげている。

(4) 死亡退職金の法的性格は、労働基準法一条にいう賃金であって、本文での死亡退職金の性格に本質は、経済的な性格の意味である(三島宗彦・注釈民法の相続②八〇頁、甲斐祥郎「死亡退職金の法的性格について」北陸労研八二号七頁以下、参照)。しかし、多くの学説は、法的性格の意味で経済的な性格を論じているように思われ、本章でもこの点について問うことはしない。

(5) 退職金の法的性格については、青木宗也「退職金」労働法大系五卷一四七頁以下・一五三頁参照。

(6) 宮井忠夫・民法講義8相続一〇〇頁他、参照。なお、西原道雄教授は、死亡退職金を功労報償と解している(西原道雄・有泉亨II加藤一郎編相続「下」一三七頁)。伊藤昌司教授は、社会保障説を妥当と解している(中川(淳)他編民法5親族・相続三二〇頁)。三島宗彦教授は、後払賃金説を支持する(三島宗彦・前掲書八〇頁)。

一 学 説

死亡退職金の受給権は遺族固有の権利か、それとも相続財産に含まれるのか、に関して学説は五説に大別されよう。いずれの説も、国家公務員等退職手当法の規定を無視した形で解釈論を展開しているわけではないが、四

説（相続財産説）では無視の傾向が強いことはいなめない。

(1) 一説（固有権説）

一説は、死亡退職金は遺族が受給権規定に基づき固有の権利としてこれを取得するのみであり、相続財産には含まれないし、特別受益にも該当しないと解する。⁽¹⁾ 遺族の生活保障を重視する立場から導き出される説で、この説によれば、法令に規定があれば、当然のこととして、受給権者は、死亡退職金を自己の固有の権利として取得する。また、労働協約や就業規則に定めがあれば、これらを法規範もしくは第三者のためにする契約と解する。⁽²⁾ とにより、同様の結論を導き出そうとする。

(2) 二説（特別受益考慮説）

一説に対しては、受給権者の他にも法定相続人がいたならばその地位をあまりに無視し過ぎるとの批判が成り立つ。そこで、二説は、死亡退職金は遺族の固有財産ではあるけれども、賃金の後払い的性格等を強調して、死亡退職金の受領をもって民法九〇三条一項の特別受益に該当すると考え、具体的相続分算定に際して、死亡退職金額を考慮すると解する。⁽³⁾ したがって、二説によれば、受給権者が法定相続人のときには、相続人間の公平が貫かれるが、受給権者が内縁配偶者の場合には、この説によるも相続人の救済にはつながらない。そこで、この説の中には、受給権者が内縁配偶者のときには、遺留分権利者による減殺請求を認める見解が強いが、⁽⁴⁾ 減殺請求を認めない意見もみられる。⁽⁵⁾ とところで、この二説に対しては、死亡退職金が遺族の固有財産であるにもかかわらず、被相続人（死亡者本人）の処分財産として特別受益並びに遺留分減殺の対象とするのは理論的におかしい、との批判がなされている。⁽⁶⁾ いずれにせよ、これまでは、本説が通説的見解といってもよいであろう（これからは、最高

裁判決を支持する立場、すなわち固有権説が有力となってくるものと予想される。

(3) 三説（遺贈説）

三説は、二説の理論的欠陥を克服するために、法令等で受給権者の指定がなされている場合には退職者本人から受給権者である遺族に対し遺贈があったものと擬制し、指定のない場合には遺贈の相手がないことに帰するか、死亡退職金は相続財産に含まれる、と解する。したがって、この説によれば、死亡退職金は特別受益の対象にもなるし、減殺請求にも服することになる。しかし、この説に対しては公務員等の死亡退職金は法律に基づき、遺族固有の権利なので遺贈とみるのは疑問であるとの批判が成り立つであろう。また、同様に、この説によれば、法令等は死亡退職者の合理的意思を推測して定めたものであるから、死亡退職者が法令等と異なる遺言をした場合には、その遺言は無効となるが、遺贈を擬制しながら、死亡退職者による遺言を許さないのも少し無理があるように思われる。

(4) 四説（相続財産説）

四説は、死亡退職金は相続財産に属し、国家公務員等退職手当法などで受給権者が定められているのは死亡退職金の処理を遺族に委ねるために遺族の代表者としてあげられたに過ぎず、支給者の責任の免除規定である、と解する。死亡退職金を後払賃金とみる考え方から、より説明のつく見解といえよう。しかし、この説は、世帯の同一性や内縁関係の保護などにみられる生活保障的機能を損なうおそれが強い。

(5) 五説（折衷説）

五説は、国家公務員等退職手当法、あるいは労働協約等により受給権者が定められている場合には、死亡退職

金の受給権は、受給権者の固有の権利であるが、規定等のない場合には死亡退職金は相続財産に属する、と解する。⁽¹⁾ 条文に最も素直な解釈であり、無理のない考え方といえよう。しかし、同じ死亡退職金であるのに、法令等に定めがあれば遺族の固有権となり、定めがなければ相続財産としての扱いを受けることに、理論的根拠が十分で、もう一つ割り切れないものが残ることは否定できまい。また、法律とは異なり、会社等の内規に法令に準じた効力を認めてよいかも疑問である。⁽²⁾

(1) 固有権説を主張する学説として、樽谷忠男「死亡退職金」遺産分割の研究三六七頁以下、三島宗彦・注釈民法四八二頁以下、島津一郎・入門法学全集8親族相続法二一四頁以下などがあげられよう。

(2) 浅見公子「死亡退職金」新版相続法の基礎九二頁。もつとも、第三者のためにする契約であれば、死亡退職者から受給権者とされた者に対する一種の遺贈ということになり、三説(遺贈説)の理論的根拠ともなりえよう(西村健一郎「死亡退職金の受給権が相続財産に属さず受給権者である遺族固有の権利であるとされた事例」民商法雑誌八四巻六号九二二頁参照)。

(3) 特別受益考慮説を最も初期の頃に主張されたのは、加藤一郎・有泉守II加藤一郎編相続(下)一三三七頁であらう。

(4) 三島宗彦・前掲書八三頁。

(5) 遠藤教授は、特別受益としては考慮するが遺留分減殺は不可能とする(遠藤浩「相続財産の範圍」家族法大系Ⅱ一八八頁)。この考え方に対しては、そのように峻別する理論的根拠がない、との批判がある(前原捷一郎「死亡退職金は遺族の固有財産か?」ケース研究一四一四号五四頁)。

(6) 前原捷一郎・前掲論文五三頁。

(7) 遺贈説を主張する学説として、前原捷一郎・前掲論文、樽谷忠男「死亡退職金」判例タイムズ一三〇号二一頁以下、田坂友男「退職金は相続財産に加算されるべきであるか」民商法雑誌四四巻四号一八一頁以下、などがあげられよう。

(8) 有地亨・注釈民法四相続(2)一八八頁。

(9) 前原捷一郎・前掲論文五七頁。

- (10) 相続財産説を主張する学説として、立石芳枝・有泉亨¹¹加藤一郎編相続〔下〕一三六頁以下、鈴木祿弥・相続法講義一二六頁、などがある。
- (11) 折衷説を主張する学説として、中川善之助¹²泉久雄・新版相続法一九二頁、甲斐祥郎「死亡退職金の法的性格について」北陸労研八二号七頁以下、などがある。
- (12) 西原道雄・有泉亨¹¹加藤一郎編相続〔下〕一三七頁発言。

三 判 例

1 下級審判例

最高判昭和五五年一月二七日民集三四卷六号八一五頁が出るまでの下級審判例は、学説と同様、分かれていた。¹⁾固有権説には、鳥取地判昭和五五年三月二七日行裁集三一巻三三三七頁、東京高決昭和五五年九月一〇日判例タイムズ四二七号一五九頁、などがある。特別受益考慮説に、福島家審昭和五五年九月一六日家裁月報三三三巻一七七八頁、他がある。遺贈説に、神戸家審昭和四三年一〇月九日家裁月報二二巻二一七五頁(事案は、銀行の特別弔慰金であった)、他がある。大阪家審昭和五三年九月二六日家裁月報三二巻六号三三三頁も、死亡退職金を遺贈に準じるものと判断しているが、生活保障機能を没却するという理由で特別受益性を否定している。相続財産説には、神戸家尼崎支審昭和四七年二月二八日家裁月報二五巻八号六五頁、他がある。折衷説としては、最高判昭和五五年一月二七日の第一審である大阪地判昭和五三年六月三〇日²⁾があげられよう。

既出の判例(計一八例)を一瞥したかぎりでは、相続財産性を否定する判例の方が多し(一四例)。そして遺族の固有財産としながらも、民法九〇三条の特別受益に該当する、と判断する判例が目につく(四例)。いずれにせ

よ、多くの判例は、遺族の生活保障を論拠に、個別具体的妥当性を求め、相統財産性や特別受益性の肯否を判断しているといえよう。なお、受給権者に関する規定がない場合には、相統財産性が肯定されている。

2 最高裁昭和五五年判決

ところで、最高裁は昭和五五年にこの問題について一つの判断を下した。「事案」は、次のようなものであった。訴外Aは相統人を残さず死亡したので、相統財産法人Xが設立され、Xは、Aの勤務していたY特殊法人日本貿易振興会に、死亡退職金の支払いを請求した。しかし、Yは、死亡退職金は受給権者の固有の権利であり相統財産には含まれない、と主張した。一番は、Xの勝訴。二番は、Yの勝訴。最高裁はXの上告棄却。「判旨」は、次のようなものであった。「職員の退職手当に関する規程」はもっぱら職員の収入に依拠していた遺族の生活保障を目的とし、民法とは別の立場で受給権者を定めたもので、受給権者たる遺族は自己固有の権利として死亡退職金を取得するものと解するのが相当である。

要するに、結果的にはYは、死亡退職金の支払いをまぬがれたわけである。なお、死亡退職金が特別受益に該当するかいなかの判断は下されていない。いずれにせよ、本判決は、死亡退職金の受給権に関するはじめての最高裁判決であるが、事案からも明らかかなように、法定相統人のいないケースであるので、この判決が共同相続人間の争いとなった場合にまでストレートに適用されるかについては、多少の疑問が残る。

(1) 伊藤昌司「死亡退職金受給権は相統財産ではなく、相統財産法人を構成する財産でもありえないとした事例」判例評論二七二号三七頁以下(判例時報一〇〇七号一八三頁以下)が下級審判例の詳細かつ緻密な分析を行っている。本文にあげた判例は、主として伊藤教授の指摘された判例以外のものである。

四 ま と め

1 各説の比較——筆者の立場

筆者は、国家公務員等退職手当法や労働協約等により受給権者が定められている場合の死亡退職金の受給権は、受給権者固有の権利であるが、何らの定めのない場合には、死亡退職金は相続財産に含まれると解する折衷説が妥当である、と思う（ただし、後述するように法令等と異なる遺言も有効と解する）。固有権説は、相続人間の公平化を損なう傾向が強い。特別受益考慮説は具体的な解決には優れているけれども、死亡退職金を遺族の固有財産と解しながら、特別受益に該当、もしくは遺留分減殺請求の対象とする点に理論上、無理があるように思われる。この点遺贈説も、一種の擬制をせざるを得ない点に問題が残る（可能ならば擬制は避けるにこしたことはない）。また、法令等と異なる本人の遺言を無効と解することに不満が残る。たとえ、擬制であっても遺贈である以上、本人の意思が優先されるべきであり、遺贈の中にこそ本人の合理的な意思が表明されると解すべきである。この点、相続財産説は、相続人間の公平化に最も役立つので好ましい。もともと民法における相続権の根拠の一つとして、相続人である遺族の扶養あるいは生活保障があげられていることからも、⁽¹⁾ 相続財産説は固有権説のいう遺族の生活保障に十分な配慮を払っているといっても過言ではない。また、昭和五年相続法一部改正により配偶者の法定相続分が引き上げられたので、遺族に配偶者の生活保障がより保証されたといえよう。しかも、受給権者は現実には自己の固有財産としてよりも遺族の代表として死亡退職金を受け取り、遺族全員のためにこれを費消する、と思われる（ただし、これには反対意見がある）。さらに、死亡退職金は賃金の後払的性

格が強く、国・公共団体や企業側の論理で支払いの有無を決定すべき性質のものではない。(これには、懲戒免職等の場合をどう解するかとの反論が予想される)。これらの理由から相続財産説は、優れているといえよう。

しかし、相続財産説には、なお幾多の問題点が残されている。その一は、内縁配偶者の保護に欠けるうらみが強いことにある。³⁾判例はいうまでもなく、多くの相続法学説も取引秩序・婚姻家族の保護等を名目として、内縁配偶者に相続権を認めていない。したがって、解釈論として、ここだけ内縁配偶者に相続権を許すことは認めたい。⁴⁾第二に、死亡退職金の受給権は、退職者本人の死亡によって発生するのであり、本人に受給権が発生することは論理的にありえない⁵⁾(受給権が発生してから本人が死亡したような場合には、当然に相続財産に含まれる)。この点は、講学上、難問の一つとされているいわゆる「損害賠償請求権の相続」⁶⁾の場合よりも理論構成が難しい。生命侵害による損害賠償については、時間的間隔説、極度の身体権傷害説等が十分考えられるが、死亡退職金については、その余地はないといえよう(生前退職と死亡退職との扱いに差を認めるべきではないとしても、その理論的な差異は大きい)。第三に、国家公務員等退職手当法などの法令で受給権者が明記されているにもかかわらず、解釈論として、これら受給権者は単に死亡退職金の受取人としての代表に過ぎない、と解することは解釈として行き過ぎではないか、と思われる。労働協約や就業規則等で定められているときには、法令の場合と多少異にすると解せられようが、原則的には同じ扱いをすべきものと思われる。

以上の点から、筆者は死亡退職金を特別受益・遺留分減殺の対象とすることを無理なく行いうる相続財産説にひどく惹かれるが、解釈論としては折衷説が妥当であると思う。

2 遺言等による死亡退職金受給権の処分

死亡退職者は、自己の生存中に、遺言または使用者に予告することにより死亡退職金の受給権を処分することが許されるであろうか。この点、労働基準法施行規則四三条二項が参考になる。同二項は、遺族補償の受給権者に関して、労働者（退職者）の死亡当時その収入によって生計を維持していなかったか、あるいは生計を一にいかなかった労働者の子、父母、孫、および祖父父母並びに兄弟姉妹（この者については生計関係にあつても）の順位を離れて、遺言または使用者に予告することにより受給権者をこれらのうちの特定の者に指定することを許している。いいかえれば、反対解釈として、同規則四二条に定めた配偶者、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた等の子、父母、孫、祖父母の順位の遺言等による変更は許さないという趣旨である。国家公務員等退職手当法には、この趣旨の規定は置かれていない（遺族補償と退職金との法的な扱いの差が、規定上の相違となつてあらわれたのであろうか）。そこで、直截的な遺族補償とは異なり死亡退職金については、全面的に遺言等の処分は許されてもよいのではないかと考える。明文規定による禁止が設けられていない以上、できるだけ本人の意思を尊重することにより、具体的妥当な解決をはかるべきだからである。死者の最終意思である遺言に、もつと信頼を置いてもよいのではないか。

なお、死亡退職金の受給権を如何に解するかという本問題は、当然、生命保険金請求権や遺族年金などの受給権とも深くかかわっており、これらとの関係を解明する必要があるが、この点は別の機会に譲りたい。

(1) 中川善之助・泉久雄・新版相続法八頁以下、遠藤浩「相続の根拠」現代家族法大系4相続1九頁以下。

(2) 本文とは逆に、西村健一郎教授は、後払賃金であるといつても、労働者が過去の勤務の対価として当然に退職金請求権をもつわけでもない、といわれる（西村健一郎「死亡退職金の受給権が相続財産に属さず受給権者である遺族固有の

権利であるとされた事例」民商法雑誌八四卷六号九二〇頁。筆者は、後払賃金である以上、当然に退職金請求権をもつものと解したい。

(3) 相続財産説によるかぎり、現在までの解釈論としては本文のようにいわざるを得まい。しかし、内縁配偶者の保護に厚いと考えられる固有権説等にも、実際には、内縁の妻と妾の区別、あるいは重婚的内縁の処理など問題は多いといえよう(中川善之助、泉久雄・新版相続法一一六頁参照)。

(4) 近時、内縁の妻にも配偶者相続権が認められるべきであるとの見解が擡頭している、といわれている(太田武男・親族法概説一七五頁・一七八頁参照)。

(5) 行政当局も本文のような理解をしている、といわれる(西村健一郎・前掲論文九二二頁以下参照)。

(6) 最近の論文として、中川淳「慰謝料請求権の相続」中川(淳)編判例相続法八五頁以下、四宮和夫「不法行為による人身損害に関する考え方の対立について」林良平遺暦記念・現代私法学の課題と展望(上)一一二九頁以下、田井巖信「慰謝料請求権の相続」本冊二一八頁、などがあげられよう。

(7) 生命保険金に關しては、山下友信「生命保険金請求権取得の固有権性」(一)(二)「民商法雑誌八三卷二号一八頁以下・四号五一頁以下、平館久男「生命保険金」遺産分割の研究三三八頁以下、などを参照。遺族年金等に關しては、西原道雄「遺族給付の法的性格」我妻栄造著・損害賠償責任の研究(上)三九八頁以下参照。なお、最高判昭和四〇年二月二日民集一九卷一号一頁は、生命保険金請求権の受取人を、被相続人が単に「相続人」としていた場合、相続人である受取人が直接請求権を取得し、自己の固有財産とすることができ、との判断を下している。